

地域維持型JVについて(共同企業体運用準則記載事項)(案)

|             | 特定JV   | 経常JV   | 地域維持型JV   |  |
|-------------|--|--|---|--|
|             |  |  | 検討の視点   | 方向性(案)   |
| ①活用目的       | 目的:大規模かつ技術的難度の高い工<br>事の施工に際し、技術力等を結集して安<br>定的施工を確保<br>結成時期:工事毎   | 目的:中小・中堅建設業者が継続的な協<br>業関係を確保することによりその経営力・<br>施工力を強化<br>結成時期:継続的  | ・地域維持事業JVを活用する必要性を勘案の上、<br>その性格を規定する必要  | 目的:地域の維持管理に不可欠な業務につき、継続的な協業関<br>係を確保することで、その実施体制を安定確保<br>結成時期:継続的  |
| ②対象工事の種類・規模 | 大規模工事であって技術的難度の高い<br>特定建設工事<br>※単体企業でも施工可能な者がいると認<br>められる場合は、混合入札あり  | 当該JVが格付けされた等級に対応する<br>工事   | ・地域維持事業の対象工事を規定する必要<br>・地域維持事業を適用する場合の規模要件(一定<br>規模を上回ると地域精通度の確保が困難となるほ<br>か、競争性も阻害)が必要   | ・社会資本の維持修繕工事のうち、災害応急対応、除雪、パト<br>ロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において<br>持続的に実施する必要がある事業<br>・一定の地域精通度が確保できる規模を上回らない<br>※単体企業でも施工可能な者がいると認められる場合は、混合<br>入札あり  |
| ③構成員の数      | 2～3社   | 2～3社程度   | ・地域維持事業は、事業の性質上、各地域ごとに<br>独立して業務を行うことが可能であり、多数の構<br>成員であっても円滑な共同施工が可能<br>・他方、事業全体の適正な管理、一定の競争性の<br>確保の観点から、上限は必要  | 2社～10社程度   |
| ④出資比率制限     | 構成員数による均等割りの10分の6以<br>上  | 構成員数による均等割りの10分の6以<br>上  | ・地域維持事業は、事業の性質上、各地域ごとに<br>独立して業務を行うことが可能であり、出資比率に<br>著しい差があっても円滑な共同施工が可能<br>・事業が多年度に渡り、各構成員の事業量が工期<br>の途中で変動しやすい  | 業務実施量等も勘案し柔軟に設定<br>※工事途中でも出資比率の柔軟な変更が可能  |
| ⑤構成員の組み合わせ  | 原則「最上位等級のみ」又は「最上位等<br>級及び第二位等級に属する者」   | 原則「同一等級」又は「直近等級に属する<br>者」  | ・地域維持事業は、事業の性質上、各地域ごとに<br>独立して業務を行うことが可能であり、等級に差が<br>あっても施工結果に大きな差が生じない<br>・工種や工事個所が横断的、包括的であり、総合<br>的な企画・調整・管理を行う者が必要                                    | 総合的な企画・調整・管理ができる者(原則土木工事業の許可<br>を有し最上位等級に属する者)を少なくとも1社含む   |
| ⑥代表者        | 施工能力が大きく、出資比率が最大の者   | 構成員間において自主的に定める  | ・代表者には、施工能力というよりも総合的な企<br>画・調整・管理能力が求められる   | 総合的な企画・調整・管理ができる者(原則土木工事業の許可<br>を有し最上位等級に属する者(出資比率は問わない))  |
| ⑦構成員の資格     | a) 対応する許可業種の営業年数が少<br>なくとも数年<br>b) 元請としての施工実績を有する(当<br>該工事を構成する一部の工種を含む工<br>事)、同種の工事の施工実績を有する<br>c) 全ての構成員が対応する許可業種<br>に係る監理技術者又は国家資格を有す<br>る主任技術者を工事現場に専任で配置し<br>得る | a) 対応する許可業種の営業年が数少<br>なくとも数年<br>b) 元請としての施工実績を有する(原<br>則)<br>c) 全ての構成員が許可業種に係る監<br>理技術者又は国家資格を有する主任技<br>術者を工事現場に専任で配置し得る(原<br>則) | ・営業年数要件は必要<br>・技術的難度が高い工事ではなく、同種工事実<br>績を求める必要はない<br>・実施体制全体の総合的な管理・把握を行える者<br>が常時専任しておく必要。他方、これにより負担が<br>増えないようにする必要<br>・迅速性や確実性が求められるとの観点からの要<br>件設定が必要 | a) 対応する許可業種の営業年数が数少<br>なくとも数年<br>b) 元請としての施工実績を有する(原則)<br>c) 全ての構成員が許可業種に係る監理技術者又は国家資格<br>を有する主任技術者を工事現場に配置し得る(原則)。専任制が<br>求められるのは、①総合的な企画・調整・管理ができる者(原則<br>土木工事業の許可を有し最上位等級に属する者)の技術者(甲<br>型のみ全工期)、②工事を行う期間については、当該許可業種<br>の技術者<br>d) 地域の地形・地質等に精通しており、また、迅速かつ確実に<br>現場に到達できる |
| ⑧結成方法       | 自主結成   | 自主結成   | ・結成方法は他のJVと同様   | 自主結成   |
| ⑨登録         | なし(工事の都度結成のため)   | 単体とJVとの同時登録不可<br>複数の経常JVの同時結成・登録不可   | ・地域維持型JVは全ての工事において継続して協<br>力する訳ではないため、経常JVとは異なった取扱<br>が必要   | 単体とJVとの同時登録可能<br>複数の地域維持型JVの同時結成・登録不可(経常・特定JVとの<br>同時結成・登録は可能)   |